

第85期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時

開催場所

横浜市保土ヶ谷区星川二丁目4番1号 当 会 社
（ 星 川 S F ビ ル 6 階 ）

新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について

〈当社の対応について〉

株主総会に出席する取締役、監査役および運営係員は、マスクを着用して対応させていただく場合がございます。

〈株主様へのお願い〉

感染防止のため、本年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。ご出席を予定されている株主様におかれましては、当日の流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

本年度より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目 次

第85期定時株主総会招集ご通知 ……	1
(提供書面)	
事業報告 ……	2
連結計算書類 ……	20
計算書類 ……	23
監査報告書 ……	26
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件 ……	32
第2号議案 取締役9名選任の件 ……	33
第3号議案 監査役3名選任の件 ……	43
第4号議案 会計監査人選任の件 ……	46

株主各位

横浜市保土ヶ谷区星川二丁目4番1号

古河電池株式会社

代表取締役社長 小野 眞一

第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日時	2020年6月25日（木曜日）午前10時
2 場所	横浜市保土ヶ谷区星川二丁目4番1号 当 会 社 （星川S Fビル6階） （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項 1. 第85期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第85期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役9名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役3名選任の件</p> <p>第4号議案 会計監査人選任の件</p>
4 招集にあつての決定事項	議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前（2020年6月21日）までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」、および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面および当社ウェブサイトに掲載した書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人の監査の対象となった書類であります。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合につきましても、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（当社ウェブサイトアドレス <https://www.furukawadenchi.co.jp>）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

(経営環境)

当連結会計年度における世界経済は、2月までは緩やかな回復を見せておりましたが3月以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。

先行きについては、感染症の影響により景気がさらに下振れすると想定されます。

我が国経済においても、消費税増税による消費の伸び悩みや製造業を中心に弱さが増していた状況の中で3月以降の外出自粛などの影響もあり、景気は急速に悪化しました。

また先行きについても、世界経済同様に感染症の影響により景気はさらに下振れすると想定されます。

蓄電池業界においては、長期的には自動車分野は新興国を中心とした鉛蓄電池の市場は堅調に推移し、先進国では、リチウムイオン電池への移行が進む事が想定されます。

産業分野においても長期的にはデータセンター向け等の需要は引き続き堅調に推移する事が想定されます。

一方で短期・中期においては感染症の流行によりサプライチェーンに影響を与え、自動車・産業ともに厳しい状況となる事が想定されます。

当社グループにおいては、海外拠点の安定的成長、次世代電池を含む新商品開発を通じたビジネス創出、基幹事業としての鉛蓄電池事業の収益向上及び人材育成による革新力の蓄積を追求し「2021年中期ビジョン(2019-21年)」の達成に向け推進するとともに、感染症に対しては、従業員及び関係する皆様の安全を最優先とし、感染拡大の防止に努め、今後想定される厳しい状況に対し迅速に対応してまいります。

(経営成績)

当社グループの売上高は前期比885百万円(1.4%)増加し64,486百万円となりました。これは、主に産業用の新設・更新物件向けの販売が好調に推移したことによるものであります。このうち海外売上高は23,834百万円となり、売上高全体の37.0%となりました。

損益面につきましては、営業利益はタイの子会社においては好調に推移したこと、インドネシアの子会社においては前期と比較して改善したこと等により前期比491百万円増加し3,293百万円(前期は営業利益2,801百万円)、経常利益は前期比538百万円増加し3,237百万円(前期は経常利益2,698百万円)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券評価損を計上したこと等により、前期比28百万円減少し2,238百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益2,267百万円)となりました。

セグメント別の状況は以下の通りです。

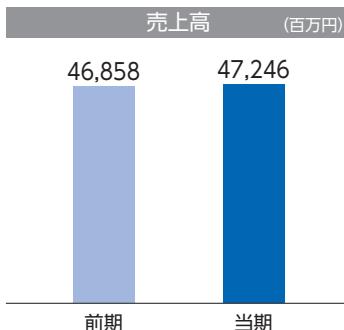
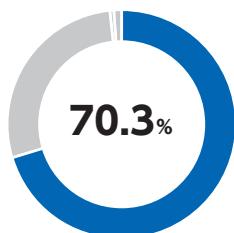
なお、セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高2,732百万円を含み、セグメント利益は営業利益（のれん償却前）ベースの数値であります。

【事業部門別の営業概況】

自動車事業

売上高：47,246百万円

売上高構成比

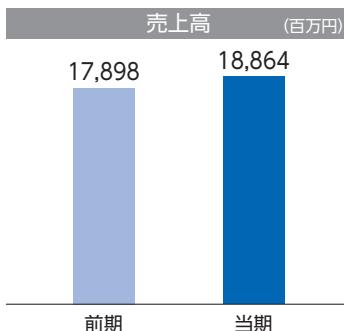
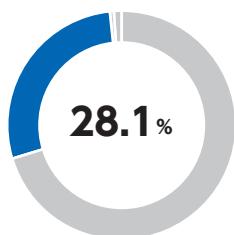


自動車の売上高は前期比387百万円（0.8%）増の47,246百万円、セグメント利益は前期比271百万円（15.8%）増の1,993百万円となりました。これは、主要な原材料である鉛価格の下落や原価改善効果によるものであります。

産業事業

売上高：18,864百万円

売上高構成比

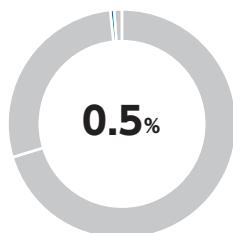


産業の売上高は前期比966百万円（5.4%）増の18,864百万円となりました。セグメント利益は前期比221百万円（24.5%）増の1,123百万円となりました。これは、新設・更新物件向けの販売が好調に推移したことによるものであります。

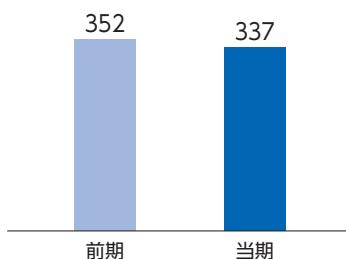
不動産事業

売上高：337百万円

売上高構成比



売上高 (百万円)

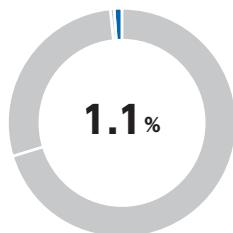


不動産の売上高は前期比15百万円（4.3%）減の337百万円、セグメント利益は前期比23百万円（14.9%）減の135百万円となりました。

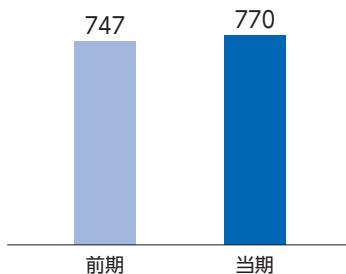
その他

売上高：770百万円

売上高構成比



売上高 (百万円)



その他の売上高は22百万円（3.1%）増の770百万円、セグメント利益は前期比26百万円（166.0%）増の43百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資額は、3,022百万円であります。その主なものは、タイのSIAM FURUKAWA CO.,LTD.および日本のいわき事業所、今市事業所における鉛蓄電池の製造設備投資であります。なお、これらに伴う資金は借入金および自己資金にて充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社グループにおきましては、グループ全体の預金や借入金の一元管理を図るために、グループ内資金集中管理システムを導入、運用しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しについては、短期的には新型コロナウイルスの世界的なパンデミックに伴い調達・生産・供給・需要すべての面で影響があるとみられ、当社グループを取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されます。予てより自然災害などに対するリスクマネジメントの強化は対処すべき課題ととらえ取り組んでまいりましたが、より一層の強化を行ってまいります。また長期的には鉛蓄電池などの既存事業においては国内市場の成長率が鈍化するとともに海外の新興国市場の重要性がより高まってくると予想されます。このような状況下、海外事業の拡大並びに研究開発のための人材育成を重要な課題ととらえ、様々な施策を行ってまいります。

事業別の対処すべき課題は、次のとおりであります。

自動車事業については、新興国市場においてモータリゼーションが進む一方、日本をはじめとする先進国市場においては電動化・自動化・サービス化といった業界の構造変化が進むと予想されます。このような状況下、新興国・先進国それぞれの市場において競争力のある品質やコスト、あるいは機能を実現した製品を新たに開発すること、並びに市場で拡大させるためのマーケティング力の強化を課題ととらえ、実現してまいります。

産業事業については、データセンターやスマートグリッド向けなどの需要が拡大する一方、価格競争がより一層激化すると予想されます。このような状況下、宇宙向けで実績のあるリチウムイオン電池事業の展開を図ること、並びに大学など外部リソースなどを活用して競争力のある鉛蓄電池並びに次世代蓄電池の開発・実用化を進めることを課題ととらえ、実現してまいります。

これらの取り組みを通して、古河電池グループが持てる力を最大化し、既存製品の枠を超えて事業領域を拡大させていくとともに、パートナーシップを通じて包括的で安全かつ強靱で持続可能な人々の暮らしを支えてまいります。そして、より一層必要とされ、親しまれる企業を目指してまいります。

(5) 事業等のリスク

① 為替相場の変動による影響について

当社グループの取引には外貨による輸出・輸入が含まれており、為替相場の変動が当社グループの経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

② 主要製品に使用される原材料の価格変動について

当社グループの主要製品に使用される原材料（鉛・ニッケル）は、その価格変動率が大きく、当社グループの経営成績および財政状態に少なからず影響を与える可能性があります。

③ 海外活動に潜在するリスクについて

当社グループは、現在海外で生産・販売を行っておりますが、地域によっては政治的および社会的リスクがあり、当社グループの経営成績および財政状態に少なからず影響を与える可能性があります。

④ 債権の回収リスクについて

当社グループは、取引先の信用リスクに対して細心の注意を払い与信管理体制を強化しておりますが、取引先の業績悪化等により特に取引額の大きい得意先の信用状況が悪化した場合、当社グループの経営成績および財政状態に悪影響を与える可能性があります。

⑤ 大規模災害等の影響について

当社グループの製造拠点は、国内では栃木県、福島県にあり、海外ではタイ、インドネシアにあります。東日本大震災では、国内の両事業所が少なからず被害を受け、タイの大洪水では、取引先企業の操業停止の影響を受け一時操業停止となりました。今後、地震や風水害などの自然災害、伝染病・感染症の流行による影響を受け、部品供給が不可能、あるいは遅延する恐れがあり、当社グループの経営成績および財政状態に悪影響を与える可能性があります。このため、BCP（事業継続計画）を的確に構築・実行して業務中断に伴うリスクを最小限に抑えるため、平時から準備してまいります。

なお、2020年初頭に顕在化した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大について、当社グループは、従業員の感染を防止するために、衛生管理の徹底や在宅勤務等の措置を講じておりますが、この拡大が長期間にわたり継続した場合、従業員の感染による操業停止やサプライチェーンの停滞、取引先企業の事業活動の停止や縮小等による売上の減少により、当社グループの経営成績および財政状態に悪影響を与える可能性があります。

⑥ 金利の上昇について

当社グループの有利子負債には、金利変動の影響を受けるものが含まれております。したがって、金利上昇により支払利息が増加する可能性があります。

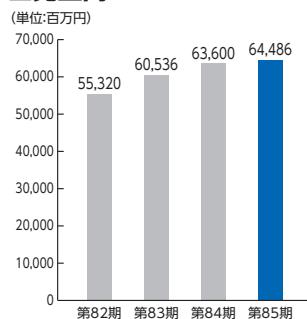
(6) 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況の推移

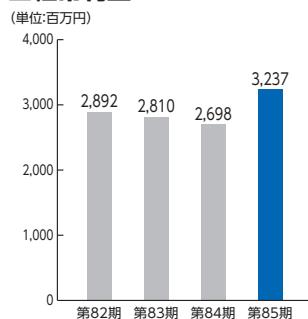
区 分	2016年度 (第 82 期)	2017年度 (第 83 期)	2018年度 (第 84 期)	2019年度 (第 85 期)
売上高 (百万円)	55,320	60,536	63,600	64,486
営業利益 (百万円)	3,336	2,980	2,801	3,293
経常利益 (百万円)	2,892	2,810	2,698	3,237
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,373	2,136	2,267	2,238
1株当たり当期純利益 (円・銭)	72.42	65.19	69.18	68.31
総資産額 (百万円)	55,023	54,994	54,266	54,035
純資産額 (百万円)	21,891	25,156	25,758	27,637
1株当たり純資産額 (円・銭)	628.70	710.71	756.91	808.59

- (注) 1. 2016年度は、売上高につきましては、国内における補修用電池や海外での自動車用電池が好調に推移し前期比2.2%増となりました。利益面につきましては、売上の増加に伴う利益の増加があったものの特別損失として環境対策引当金繰入額を計上したこと等により経常利益は2,892百万円となりました。
2. 2017年度は、売上高につきましては、国内および海外における自動車用電池の販売が好調に推移し前期比9.4%増となりました。利益面につきましては、主原料である鉛価格が上昇した影響等により経常利益は2,810百万円となりました。
3. 2018年度は、売上高につきましては、国内および海外における自動車用電池の販売が好調に推移し前期比5.1%増となりました。利益面につきましては、インドネシアの子会社が低調だった事等により経常利益は2,698百万円となりました。

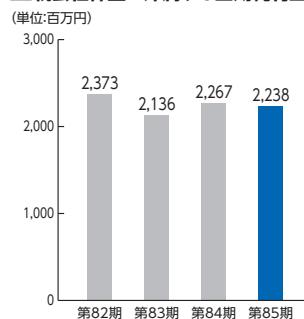
■売上高



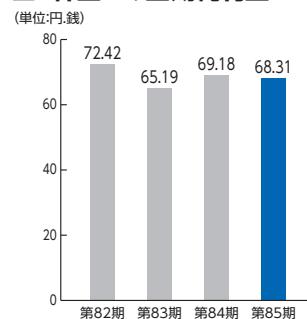
■経常利益



■親会社株主に帰属する当期純利益



■1株当たり当期純利益



(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社は古河電気工業株式会社で、同社は当社の株式187,812百株（持株比率57.30%）を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
古河電池販売株式会社	95百万円	100.0%	電池の販売
エフビーパッケージ株式会社	10百万円	100.0%	梱包、発送
エフビーファイナンス株式会社	60百万円	100.0%	関連会社への資金貸付
第一技研工業株式会社	41百万円	100.0%	樹脂成型品製造
SIAM FURUKAWA CO.,LTD.	240百万タイバツ	100.0%	電池の製造、販売
HDホールディングス株式会社	200百万円	100.0%	不動産賃貸業
PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING	820,009百万 インドネシアルピア	51.0%	電池の製造、販売
新潟古河バッテリー株式会社	10百万円	50.0%	電池の販売

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、各種蓄電池および電気機械器具の製造および販売を主要な事業としております。

(9) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

当社本社	神奈川県横浜市	
国内営業拠点	当社 全国10拠点	
	販売会社 古河電池販売(株) 全国6拠点	
海外営業拠点	SIAM FURUKAWA TRADING CO.,LTD.	(タイ)
国内生産拠点	当社今市事業所	(栃木県日光市)
	当社いわき事業所	(福島県いわき市)
海外生産拠点	SIAM FURUKAWA CO.,LTD.	(タイ)
	PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING	(インドネシア)
その他	エフビーファイナンス(株)	(神奈川県横浜市)
	エフビーパッケージ(株)	(福島県いわき市)
	第一技研工業(株)	(栃木県宇都宮市)
	HDホールディングス(株)	(東京都品川区)

(10) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
自動車	1,872名	5名増
産業	468名	－
不動産	4名	－
その他の	64名	3名減
合計	2,408名	2名増

(注) 出向者および臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
962名	16名増	39.5歳	13.1年

(注) 出向者および臨時従業員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	1,883
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	1,754

2 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 32,777,941株
 （自己株式数22,059株を除く。）
 (3) 株主数 6,835名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（百株）	持株比率（%）
古河電気工業株式会社	187,812	57.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,208	1.89
古河電池取引先持株会	5,490	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,702	1.43
朝日生命保険相互会社	3,520	1.07
日野自動車株式会社	3,300	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,915	0.89
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,370	0.72
株式会社東邦銀行	2,300	0.70
米田明夫	2,230	0.68

(注) 持株比率は自己株式（22,059株）を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小野 眞一	社長室、リスク管理、技術開発担当
取締役専務執行役員	小川 秀昭	自動車事業本部長 エフビーファイナンス株式会社 取締役
取締役常務執行役員	福原 滋	戦略企画本部長 兼 コーポレート本部長、経理、人事、法務、関連会社(販売会社を除く)、IR、新基幹システム構築担当
取締役執行役員	山本 浩一郎	コーポレート本部副本部長 兼 生産技術統括部長、安全、環境、事業所、起業、品質保証担当
取締役執行役員	太田 信一郎	自動車事業本部副本部長、海外担当 SIAM FURUKAWA CO., LTD. 取締役 PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING コミサリス Dry Cell and Storage Battery Joint Stock Company 取締役
取締役執行役員	坂上 栄造	産業機器事業本部長、今市産業革新担当 エフビーファイナンス株式会社 取締役 HDホールディングス株式会社 取締役 第一技研工業株式会社 取締役
取締役執行役員	馬上 成典	自動車事業本部副本部長 兼 自動車生産統括部長 SIAM FURUKAWA CO., LTD. 取締役会長 SIAM FURUKAWA TRADING CO., LTD. 取締役会長 古河電池販売株式会社 取締役
取締役執行役員	塩田 裕治	自動車事業本部副本部長、PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING 支援担当 PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING 取締役
社外取締役	小林 健一	法政大学 大学院経営学研究科客員教授
取締役	柳 登志夫	古河電気工業株式会社 戦略本部経営企画部長 東京特殊電線株式会社 取締役
社外取締役	江口 直也	富士電機株式会社 顧問 FDK株式会社 社外取締役 (監査等委員)
常勤監査役	松井 良輔	
社外監査役	深澤 直行	株式会社江間忠ホールディングス 社外取締役 株式会社インフォバングループ本社 社外監査役
社外監査役	津田 敬一	エス・ジー・インベストメント株式会社 社外取締役
監査役	田中 雅子	古河電気工業株式会社 執行役員 戦略本部副本部長 兼 同本部人事部長

- ① 社外取締役は、次のとおりです。
小林健一、江口直也
- ② 社外監査役は、次のとおりです。
深澤直行、津田敬一
- ③ 監査役津田敬一氏は1969年株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行以来、企業審査、企業財務相談等に従事していたため、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ④ 当社は取締役小林健一氏、取締役江口直也氏、監査役深澤直行氏、監査役津田敬一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は第85期定時株主総会にて3名の社外取締役候補者および2名の社外監査役を候補者としております。同総会にて選任が承認された際は、当該社外取締役および当該社外監査役を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役小林健一、江口直也、柳登志夫および監査役深澤直行、津田敬一、田中雅子の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

取締役小林健一、江口直也および監査役深澤直行、津田敬一の各氏との当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金4百万円または法令が定める額のいずれか高い額としており、取締役柳登志夫および監査役田中雅子の両氏との当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金1百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(参考)

当社は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりです。

(2020年4月1日現在)

氏名	地位および担当
金子 忍	上席執行役員 産業機器事業本部副本部長 兼 産業機器営業統括部長
石崎 俊司	執行役員 戦略企画本部副本部長 兼 資材担当、新基幹システム構築プロジェクト
山本 敏郎	執行役員 技術開発本部長
千葉 徹	執行役員 PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING 取締役社長 PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY SALES 取締役副社長
田口 仁	執行役員 自動車事業本部 自動車営業統括部長、販売会社担当 PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY SALES コミサリス 古河電池販売株式会社 取締役 新潟古河バッテリー株式会社 取締役
新妻 郁浩	執行役員 コーポレート本部 いわき事業所長
明田 進	執行役員 コーポレート本部 経理部長 古河電池販売株式会社 監査役 エフビーファイナンス株式会社 代表取締役社長 島田鋳産株式会社 監査役 株式会社ABRI 監査役

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
岡本圭三	2019年11月22日	辞任	取締役常務執行役員 コーポレート本部長、経理、人事、法務担当

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 12人 130百万円（うち、社外 2人 9百万円）
 監査役 4人 25百万円（うち、社外 2人 9百万円）

(注) 1. 取締役の報酬には、使用人兼務の使用人分給与を含んでおりません。
 2. 上記には、2019年11月22日に退任した岡本圭三氏の取締役1名を含んでおります。

(参考)

当社は、役員報酬について役員報酬内規を設定し、報酬の決定方法は株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会が決定しております。また、監査役については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議で決定しております。なお2010年6月に退職慰労金および役員賞与を廃止して役員報酬を一本化し、かつ業績に連動した役員報酬制度を導入し、経営改革を進めております。さらに、第81期定時株主総会にて選任された取締役の報酬より、より一層中長期的な業績を反映したインセンティブ付けができるよう、報酬の一部を役員持株会に拠出する制度を採用しております。

(4) 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況等

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	小林健一	法政大学 大学院経営学研究科客員教授
	江口直也	富士電機株式会社 顧問 FDK株式会社 社外取締役（監査等委員）
監査役	深澤直行	株式会社江間忠ホールディングス 社外取締役 株式会社インフォバングループ本社 社外監査役
	津田敬一	エス・ジー・インベストメント株式会社 社外取締役

- ・取締役江口直也氏の兼職先である富士電機株式会社は当社の主要な取引先であります。
- ・取締役江口直也氏の兼職先であるFDK株式会社は当社の取引先であります。
- ・監査役深澤直行氏の兼職先である株式会社江間忠ホールディングスおよび株式会社インフォバングループ本社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役津田敬一氏の兼職先であるエス・ジー・インベストメント株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役小林健一氏の兼職先である法政大学と当社との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会（17回開催）		監査役会（11回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	小林 健一	17回	100%	—	—
取締役	江口 直也	17回	100%	—	—
監査役	深澤 直行	17回	100%	11回	100%
監査役	津田 敬一	17回	100%	11回	100%

イ. 取締役会および監査役会における発言状況

- ・取締役小林健一氏は、電通グループ各社でのマーケティングに関する豊富な経験および見識ならびに大学教育分野での実績から、当社の経営全体を俯瞰し、適宜、提言・助言等を行っております。
- ・取締役江口直也氏は、富士電機グループ各社での先端技術分野、技術開発部門における豊富な経験および実績ならびに製造業の経営者としての見識を有しており、当社の経営全体を俯瞰し、適宜、提言・助言等を行っております。
- ・監査役深澤直行氏は、弁護士としての高い見識と長年の経験に基づく専門的見地から、独立した視点で当社の経営全体を俯瞰し、適宜、発言等を行っております。
- ・監査役津田敬一氏は、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知識および財務会計に関する十分な知見に基づき、独立した視点で当社の経営全体を俯瞰し、適宜、発言等を行っております。

ウ. 親会社等からの報酬額

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社および当社の子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円
(2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社および当社の子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	40百万円
(3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬額等	40百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうか検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 3.公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容
「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言業務
- 4.当社の子会社であるSIAM FURUKAWA CO.,LTD.、SIAM FURUKAWA TRADING CO.,LTD.およびPT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURINGは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

6 会社の体制および方針

- (1) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 古河電工グループの一員として、「古河電工グループCSR行動規範」を当社の法令遵守の基本理念としております。
 - ② 役職員が法令および定款を遵守し、適切に職務を執行するよう、コンプライアンス規程を定め、それを全役職員に周知徹底させます。
 - ③ コンプライアンス委員会を置き、全役職員のコンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス・プログラムを策定し実施いたします。
 - ④ 内部通報窓口を設置し、違反行為の未然防止および早期発見・是正を図ります。
 - ⑤ 反社会的勢力に対しては、不当な要求に屈することのないよう、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するものいたします。

※2020年3月24日に任意の機関として「利益相反管理委員会」および「指名・報酬委員会」を設置し、コーポレートガバナンス体制の充実を図っております。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る重要な意思決定および報告に関する文書の作成、保存および廃棄等の管理に関する規程等を定めるものいたします。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理を統括する部門を設置し、担当取締役を置きます。リスク管理部門は、リスク管理に関する規程等を定め、リスク管理体制の構築および運用を行います。
 - ② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、経営に重大な影響を与えるリスクを認識した場合は取締役会へ報告するものいたします。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、当該目標を達成するために取締役ごとに各期の目標を定め、その結果の評価を行うものいたします。
 - ② 取締役会、経営会議の他に、情報の共有化を図る場を設けるとともに、IT技術を活用し的確で迅速な意思決定ができる仕組みを構築いたします。
- (5) 次に挙げる体制その他の当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (イ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ニ) 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 子会社に対し、経営状態を把握するために必要となる情報の定期報告を求めます。

- ② 子会社管理の担当部署を置き、子会社管理運営の標準等を定め、子会社の状況に応じて必要な管理・指導を行います。
 - ③ 「古河電工グループCSR行動規範」に基づいたグループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
また、リスク管理部門が中心となり、子会社に対し、リスク管理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行います。
 - ④ 主要な子会社へは、役員を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、リスク管理部門は、当社監査部門の立場からの子会社管理を実施いたします。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を置くものとし、その独立性を確保するため、当該使用人の人事・処遇等に関しては監査役の事前の同意を得るものといたします。
- (7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行います。
 - ② 補助使用人は監査役会に出席し、監査役より指示された業務の実施内容および結果につき報告を行います。
- (8) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
- ① 当社の常勤監査役は当社の取締役会、経営会議等子会社を含むすべての会議にも出席できるものとし、当社の経営に係る重要な情報が把握できる体制といたします。
 - ② IT技術等を利用して、当社の生産・営業・品質等に係る重要な情報が把握できるシステムを構築するものいたします。
 - ③ 当社および子会社の内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部門長が監査役へ報告するものいたします。
また当社および子会社に重大な損失を与える事態が発生し、または発生する恐れがあるときは、リスクマネジメントシステムにおいて、監査役への報告が行われる体制を構築いたします。
 - ④ 当社の監査役は、当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人に対し、業務執行に関する事項について報告を求めることができるものいたします。
- (9) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告を行った当社および子会社の役職員が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを当社および子会社の「コンプライアンス規程」に定めるものいたします。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会の監査方針および監査実施計画は社内に周知徹底するものとし、監査役監査が効率的および実効的に行われるよう対応を図るものといたします。
- ② 必要に応じて、監査役と代表取締役との意見交換会を開催し、監査役監査の実効性を高めるものといたします。

(12) 内部統制システムの運用状況

当社および子会社を含めた古河電池グループとして内部統制システムの構築・コンプライアンス・リスクマネジメントの強化を図るべく、子会社も対象にコンプライアンスに関するハラスメント・競争法・贈収賄規制・著作権のセミナーを実施し、年度監査計画に基づき内部統制・公正取引・労務管理・債権管理等の業務監査を実施しました。業務監査ではまた監査役との共同監査も実施し、結果や今後の取組み等について定期的で開催される監査役との連絡会および取締役会で報告しております。

事業計画については定期的にマネジメントレビューを開催し、進捗状況・今後の取組みについて討議いたしました。

取締役会、臨時取締役会、経営会議および業務連絡会が定期的で開催され、社内ネットの活用を含め監査役との情報共有を図り、「重要文書管理規程」に基づき、重要文書を適切に保管しております。

また監査役補助人を置き、監査役会に出席し、業務の補助を行っております。

コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、情報セキュリティ委員会等においては、関連する活動に対し審議し、さらなるコンプライアンスの強化としては、部門長をコンプライアンス推進者、また補佐するサポート者を各部門に設置し、コンプライアンス組織の拡充を図っております。

また、いわき・今市の各事業所にもハラスメント窓口を設置し、組織・サポート体制の強化を図っております。

リスクマネジメントにおいては、本社を対象としたBCP（事業継続計画）訓練を実施し、BCM（事業継続マネジメント）としてリスクマネジメントの推進を図りました。

(注) 本書中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	25,139
現金及び預金	2,662
有価証券	1,632
受取手形及び売掛金	12,255
電子記録債権	1,080
商品及び製品	2,540
仕掛品	2,856
原材料及び貯蔵品	1,363
その他	761
貸倒引当金	△13
固定資産	28,896
有形固定資産	24,453
建物及び構築物	17,754
減価償却累計額	△10,710
建物及び構築物(純額)	7,044
機械装置及び運搬具	36,530
減価償却累計額	△28,319
機械装置及び運搬具(純額)	8,211
工具、器具及び備品	7,842
減価償却累計額	△7,194
工具、器具及び備品(純額)	648
土地	7,372
リース資産	995
減価償却累計額	△371
リース資産(純額)	623
建設仮勘定	553
無形固定資産	135
リース資産	10
その他	124
投資その他の資産	4,307
投資有価証券	2,137
繰延税金資産	2,026
その他	166
貸倒引当金	△23
資産合計	54,035

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	14,854
支払手形及び買掛金	3,698
電子記録債務	2,360
短期借入金	4,261
リース債務	135
未払法人税等	520
未払消費税等	430
賞与引当金	672
環境対策引当金	2
設備関係支払手形	17
設備関係電子記録債務	243
その他	2,510
固定負債	11,543
長期借入金	2,467
リース債務	568
繰延税金負債	795
環境対策引当金	2
退職給付に係る負債	7,021
資産除去債務	53
その他	634
負債合計	26,398
(純資産の部)	
株主資本	25,130
資本金	1,640
資本剰余金	653
利益剰余金	22,847
自己株式	△11
その他の包括利益累計額	1,373
その他有価証券評価差額金	578
繰延ヘッジ損益	△71
為替換算調整勘定	949
退職給付に係る調整累計額	△82
非支配株主持分	1,133
純資産合計	27,637
負債純資産合計	54,035

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		64,486
売 上 原 価			49,132
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		15,354
販 売 費	一 般 管 理 費	2,910	
一 般 管 理 費		9,150	12,060
営 業 利 益			3,293
営 業 外 収 益			
受 取 配 当 金	利 息	28	
受 取 配 当 金		126	
家 賃 従 業 員 負 担 金	投 資 利 益	65	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		1	
補 助 金 の 収 入 他		80	
		86	389
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	利 息 損 失	382	
投 資 有 価 証 券 売 却 損 失		9	
為 替 差 損 失 他		2	
そ の 他		51	445
経 常 利 益			3,237
特 別 利 益			
特 別 利 益	特 別 利 益	0	
特 別 利 益	特 別 利 益	259	259
特 別 損 失			
特 別 損 失	特 別 損 失	3	
特 別 損 失	特 別 損 失	153	
特 別 損 失	特 別 損 失	54	
特 別 損 失	特 別 損 失	516	729
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			2,767
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,134	
法 人 税 等 調 整 額		△49	1,084
当 期 純 利 益			1,682
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)			△556
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,238

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	1,640	653	20,969	△11	23,251
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△360		△360
親会社株主に帰属する当期純利益			2,238		2,238
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,878	－	1,878
2020年3月31日残高	1,640	653	22,847	△11	25,130

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2019年4月1日残高	1,112	△9	418	36	1,558	948	25,758
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△360
親会社株主に帰属する当期純利益							2,238
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△534	△61	530	△118	△184	185	1
連結会計年度中の変動額合計	△534	△61	530	△118	△184	185	1,879
2020年3月31日残高	578	△71	949	△82	1,373	1,133	27,637

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	42,548
売 上 原 価	32,764
売 上 総 利 益	9,784
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,617
営 業 利 益	2,166
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	452
補 助 金 収 入	80
そ の 他	105
638	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	33
売 上 割 引	8
そ の 他	16
58	
経 常 利 益	2,746
特 別 利 益	
特 別 固 定 資 産 売 却 益	0
特 別 投 資 有 価 証 券 売 却 益	259
259	
特 別 損 失	
特 別 固 定 資 産 処 分 損	2
減 損 損 失	153
153	
災 害 に よ る 損 失	54
54	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	516
516	
727	
税 引 前 当 期 純 利 益	2,278
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	702
702	
法 人 税 等 調 整 額	△35
△35	
667	
当 期 純 利 益	1,611

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本計	
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金計			
				土地圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
2019年4月1日残高	1,640	422	422	223	68	605	176	11,791	12,865	△11	14,916
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△360	△360		△360
特別償却準備金の積立						183		△183	－		－
当期純利益								1,611	1,611		1,611
特別償却準備金の取崩						△311		311	－		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△128	－	1,378	1,250	－	1,250
2020年3月31日残高	1,640	422	422	223	68	477	176	13,170	14,116	△11	16,166

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額	繰延ヘッジ損益	評価差額	換算等	
2019年4月1日残高	1,098		△9	1,088	16,004
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△360
特別償却準備金の積立					－
当期純利益					1,611
特別償却準備金の取崩					－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△523		△61	△585	△585
事業年度中の変動額合計	△523		△61	△585	665
2020年3月31日残高	574		△71	502	16,669

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

古河電池株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原山 精一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田島 一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電池株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電池株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

古河電池株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原山 精一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田島 一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電池株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、リスク管理部（内部監査部門）その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

古河電池株式会社 監査役会

常勤監査役 松井良輔[㊟]

社外監査役 深澤直行[㊟]

社外監査役 津田敬一[㊟]

監査役 田中雅子[㊟]

以上

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第85期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開などを勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、426,113,233円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制を効率化し、当社の経営戦略等に関する議論を更に充実させるとともに、業務執行に対する監督機能の強化を図るため、社内取締役を3名減員、社外取締役を1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

※前取締役の岡本 圭三氏は2019年11月に辞任いたしました。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	候補者属性
1	おの 野 眞 一	代表取締役社長 社長室、リスク管理、技術開発担当	再任
2	おがわ 川 秀 昭	取締役専務執行役員 自動車事業本部長	再任
3	ふくはら 原 しげる 滋	取締役常務執行役員 戦略企画本部長 兼 コーポレート本部長、経理、人事、 法務、関連会社（販売会社を除く）、IR、新基幹システム構築担当	再任
4	さか 坂 がみ えい ぞう 栄 造	取締役執行役員 産業機器事業本部長、今市産業革新担当	再任
5	か 河 わい てつ や 合 哲 也		新任
6	え 江 ぐち なお や 直 也	社外取締役	再任 社外 独立
7	いい 飯 むら そむく 村 北		新任 社外 独立
8	さ 佐 とう たつ ろう 藤 達 郎		新任 社外 独立
9	なか 中 じま あき ふみ 嶋 章 文		新任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>おのしんいち 野真一 (1955年4月26日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数：8年</p> <p>取締役会出席状況：17/17回</p>	<p>1978年4月 防衛庁入庁 1991年11月 同庁退庁 同年12月 当社入社 2007年6月 産業機器事業本部アルカリ品質保証部長 2009年6月 技術開発本部企画情報部長 2010年6月 取締役技術開発本部長 2011年6月 取締役退任 同年同月 執行役員技術開発本部長 2012年6月 取締役執行役員技術開発本部長 2014年6月 取締役常務執行役員技術開発本部長 2016年6月 取締役専務執行役員技術開発本部長 2017年6月 代表取締役社長（現任）</p>	16,600株
	(候補者とした理由)	<p>小野真一氏は、当社技術開発分野での新商品開発等、事業の成長に貢献した実績、および代表取締役として経営全般の指揮をとってきた実績を有しています。今後もこれらの経験等をもとに、取締役として適切に職務を遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>	
2	<p>おがわひであき 川秀昭 (1955年11月8日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数：5年</p> <p>取締役会出席状況：17/17回</p>	<p>1978年4月 株式会社鎌倉ハム入社 1987年3月 同社退社 同年5月 中部古河電池販売株式会社（現古河電池販売株式会社） 入社 1997年3月 同社から当社へ転籍 2006年11月 自動車電池営業本部直需第一営業部長 2010年6月 理事自動車電池営業統括部直需営業部長 2012年6月 執行役員自動車事業本部副本部長 兼 自動車営業統括部長 兼 直需営業部長 2015年4月 執行役員自動車事業本部副本部長 兼 自動車営業統括部長 同年6月 取締役執行役員自動車事業本部副本部長 兼 自動車営業統括部長 2017年6月 取締役常務執行役員自動車事業本部長 兼 自動車営業統括部長 2018年6月 取締役専務執行役員自動車事業本部長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) エプビーファイナンス株式会社 取締役</p>	19,700株
	(候補者とした理由)	<p>小川秀昭氏は、中部古河電池販売株式会社（現古河電池販売株式会社）における自動車用電池販売の実績および当社自動車電池営業部門での豊富な経験に基づく広い見識を有しています。今後もこれらの経験等をもとに、取締役として適切に職務を遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>ふくはら しげる 福原 滋 (1958年3月18日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数：7年</p> <p>取締役会出席状況：16/17回</p>	<p>1980年4月 古河電気工業株式会社入社</p> <p>2003年6月 同社営業本部電子・実装営業部長</p> <p>2004年4月 同社電装・エレクトロニクスカンパニーエレクトロニクス・コンポーネント事業部実装エレクトロニクスカンパニー営業部長</p> <p>2008年4月 古河奇宏電子（蘇州）有限公司総経理</p> <p>2011年4月 古河電気工業株式会社 電装・エレクトロニクスカンパニー巻線事業部副事業部長</p> <p>2012年4月 同社より当社出向</p> <p>同年6月 当社執行役員経営企画室副室長 兼 戦略企画室長</p> <p>2013年6月 古河電気工業株式会社から当社へ転籍 取締役執行役員経営戦略企画室長</p> <p>2015年6月 取締役常務執行役員産業機器事業本部長</p> <p>2018年6月 取締役常務執行役員</p> <p>2019年1月 取締役常務執行役員経営戦略企画室長 兼 企画部長</p> <p>同年4月 取締役常務執行役員戦略企画本部長 兼 コーポレート本部長</p> <p>同年6月 取締役常務執行役員戦略企画本部長</p> <p>同年11月 取締役常務執行役員戦略企画本部長 兼 コーポレート本部長（現任）</p>	10,900株
	(候補者とした理由)	<p>福原 滋氏は、海外業務や経営企画関連業務の経験、および当社産業機器部門において豊富な経験に基づく広い見識を有しています。今後もこれらの経験等をもとに、取締役として適切に職務を遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	さか がみ えい ぞう 坂 上 栄 造 (1956年7月19日生) 再任 取締役在任年数：3年 取締役会出席状況：17/17回	1980年4月 当社入社 2008年3月 産業機器事業本部電源事業部電源開発部長 2009年6月 事業本部産業生産統括部アルカリ電池部長 2011年1月 事業本部品質保証統括部産業機器品質保証部長 2012年5月 産業機器事業本部産業機器生産統括部電源生産部長 2014年6月 執行役員産業機器事業本部副本部長 兼 産業機器生産統括部長 兼 電源生産部長 2015年6月 執行役員産業機器事業本部副本部長 兼 産業機器生産統括部長 2017年6月 取締役執行役員産業機器事業本部副本部長 兼 産業機器生産統括部長 2018年6月 取締役執行役員産業機器事業本部長 兼 産業機器生産統括部長 2019年4月 取締役執行役員産業機器事業本部長 兼 産業機器生産統括部長 兼 電源製造部長 同年10月 取締役執行役員産業機器事業本部長 兼 産業機器生産統括部長 2020年1月 取締役執行役員産業機器事業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) エフビーファイナンス株式会社 取締役 HDホールディングス株式会社 取締役 第一技研工業株式会社 取締役	6,000株
	(候補者とした理由)	坂上栄造氏は、当社電源部門、アルカリ部門、および品質保証部門における豊富な経験に基づく広い見識を有しています。今後もこれらの経験等をもとに、取締役として適切に職務を遂行できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	か 河 わい 合 てつ 哲 や 也 (1961年6月14日生) 新任	1984年 4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社） 入社 2002年 2月 パナソニックブラジル有限会社取締役 2004年 4月 パナソニックブラジル有限会社常務取締役 2008年 7月 松下電池工業株式会社二次電池社（現パナソニック株 式会社インダストリアルソリューションズ社）経理グ ループGM 2012年 1月 三洋電機株式会社出向 エナジー社イオン電池ビジネ スユニット事業管理統括部長 2013年 4月 パナソニック株式会社オートモーティブ&インダスト リアルシステムズ社経理センター事業経理グループ GM 2015年 2月 パナソニック株式会社オートモーティブ&インダスト リアルシステムズ社常務 CFO 2019年 4月 パナソニック株式会社インダストリアルソリューシ ョンズ社常務 CFO 2020年 3月 同社退社 同 年 5月 当社入社	0株
	(候補者とした理由)	河合哲也氏は、パナソニック社内カンパニーやグループ各社での財務分野に関する豊富な 経験および経営者としての財務・経理・IR・内部統制・海外業務のマネジメント等を中心に 広い見識を有しています。これらの経験等をもとに、当社における管理本部機能を更に強化 し、取締役として適切に職務を遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	<p style="text-align: center;">え ぐち なお や 江 口 直 也 (1954年8月28日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p> <p style="text-align: center;">取締役在任年数：3年</p> <p style="text-align: center;">取締役会出席状況：17/17回</p>	<p>1980年4月 富士電機製造株式会社（現富士電機株式会社）入社 2005年6月 富士電機アドバンステクノロジー株式会社エレクトロニクス技術研究所長 2006年6月 富士電機システムズ株式会社取締役 同年7月 同社取締役兼 技術開発本部長 2009年4月 兼 富士電機アドバンステクノロジー株式会社代表取締役社長 同年10月 兼 富士電機ホールディングス株式会社技術開発本部先端技術研究所長 2010年4月 富士電機システムズ株式会社取締役執行役員常務兼 技術開発本部長 兼 富士電機ホールディングス株式会社技術開発本部副本部長 2011年4月 富士電機株式会社執行役員兼 技術開発本部長 同年6月 同社取締役執行役員兼 技術開発本部長 2012年6月 同社執行役員兼 技術開発本部長 2014年6月 同社取締役執行役員兼 技術開発本部長 2016年6月 同社執行役員兼 技術開発本部長 2017年4月 同社顧問（現任） 同年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 富士電機株式会社 顧問 FDK株式会社 社外取締役（監査等委員）</p>	0株
	(候補者とした理由)	<p>江口直也氏は、先端技術分野、技術開発部門における豊富な経験および実績ならびに製造業の経営者としての広い見識を有しています。今後もこれらの経験等をもとに、社外取締役として適切な役割を担っていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	<p style="text-align: center;"> いいむら 飯村 (1953年4月14日生) そむく 北 新任 社外取締役 独立役員 </p>	<p> 1986年4月 弁護士登録 同年同月 枳田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 1988年10月 米国Rogers & Wells法律事務所（現Clifford Chance法律事務所）出向 1991年7月 枳田江尻法律事務所復職 1992年1月 同所パートナー 2007年7月 西村あさひ法律事務所入所 同年同月 同所パートナー 2014年6月 マルハニチロ株式会社社外取締役（現任） 2016年6月 株式会社ヤマダ電機社外監査役（現任） 2017年2月 株式会社不二越社外監査役 2019年1月 弁護士法人西村あさひ法律事務所入所 同年12月 弁護士法人西村あさひ法律事務所退所 2020年1月 名取法律事務所入所（現任） 同年2月 株式会社不二越社外監査役退任 同年5月 株式会社三陽商会社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 名取法律事務所 シニアパートナー 株式会社ヤマダ電機 社外監査役 マルハニチロ株式会社 社外取締役 株式会社三陽商会 社外監査役 </p>	0株
	(候補者とした理由)	<p>飯村北氏は、弁護士としての公正・中立な立場から豊富な経験と広い見識を有しております。これらの経験等をもとに、社外取締役として異なる観点から当社のコーポレート・ガバナンスおよび経営に適切な役割を担っていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての適性を有していると判断いたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	なか じま あき ふみ 中 嶋 章 文 (1967年10月1日生) 新任	1992年 4 月 古河電気工業株式会社入社 2015年 5 月 同社生産技術本部生産技術部ものづくり改革センター長 2017年 1 月 同社生産技術本部生産技術部企画部長 同 年 同 月 株式会社古河電工アドバンスエンジニアリング取締役 同 年 6 月 古河日光発電株式会社取締役 同 年 同 月 古河ライフサービス株式会社取締役 2019年 4 月 同社戦略本部経営企画部戦略推進室長 同 年 6 月 株式会社古河電工アドバンスエンジニアリング取締役 同 年 同 月 古河日光発電株式会社取締役 同 年 同 月 古河ライフサービス株式会社取締役 2020年 4 月 同社戦略本部経営企画部長 (現任) (重要な兼職の状況) 古河電気工業株式会社 戦略本部経営企画部長	0株
	(候補者とした理由)	中嶋章文氏は、生産技術部門、ならびに設備投資企画担当者としての豊富な経験および広い見識を有しています。これらの経験等をもとに、取締役として適切な役割を担っていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 各取締役の取締役在任年数は、本株主総会終結時点まで、当社の取締役として継続して在任した年数を記載しております。
3. 江口直也氏、飯村北氏、佐藤達郎氏、中嶋章文氏は非業務執行取締役候補者であります。
4. 社外取締役に関する事項
- ①江口直也氏、飯村北氏、佐藤達郎氏は社外取締役候補者であります。
- ②社外取締役候補者と特定関係事業者の関係については以下のとおりです。
- 江口直也氏は、過去5年間において当社の特定関係事業者（主要取引先）である富士電機株式会社の業務執行者でありました。また、同氏は、FDK株式会社の社外取締役（監査等委員・非業務執行取締役）であります。
- ③独立役員に関する情報については以下のとおりです。
- ・当社は、江口直也氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。江口直也氏は、過去に当社の主要な取引先である富士電機株式会社の業務執行者でありましたが、当社の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、当社の独立役員として指定しております。本株主総会において同氏が原案どおり選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

・飯村北氏、佐藤達郎氏の両氏は、当社との間に特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、本株主総会において両氏が原案どおり選任された場合は、当社は両氏を独立役員とする予定であります。

5. 責任限定契約の締結については以下のとおりです。

・江口直也氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金4百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。本株主総会において同氏が原案どおり選任されますと当該責任限定契約を継続する予定であります。

・飯村北氏、佐藤達郎氏、中嶋章文氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は飯村北氏、佐藤達郎氏の両氏は金4百万円または法令が定める額のいずれか高い額とする予定としており、中嶋章文氏は金1百万円または法令が定める額のいずれか高い額とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(4名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社の役員体制に鏡み、ガバナンスの実効性を引き続き確保できると判断したため、監査役を1名減員し、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	候補者属性
1	いし ざき しゅん じ 石 崎 俊 司	執行役員 戦略企画本部副本部長、資材担当 兼 新基幹システム構築プロジェクト	新任
2	お がわ ゆき のぶ 小 川 幸 伸		新任 社外 独立
3	き がわ ま き こ 木 川 真 希 子 (現姓：上野)		新任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	いし ざき しゅん じ 石 崎 俊 司 (1960年1月17日生) 新任	1982年4月 株式会社東日本計算センター入社 1986年3月 同社退社 同年4月 当社入社 2010年6月 資材部長 2014年2月 PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY MANUFACTURING 取締役社長 同年同月 PT.FURUKAWA INDOMOBIL BATTERY SALES 取締 役副社長 2017年6月 執行役員 2019年4月 執行役員戦略企画本部副本部長 同年11月 執行役員戦略企画本部副本部長、資材担当 兼 新基幹シ ステム構築プロジェクト (現任)	3,700株
	(候補者とした理由)	石崎俊司氏は、当社管理部門における豊富な経験および海外子会社の取締役社長も経験していることから内部統制に関する広い見識を有しています。これらの経験等をもとに、常勤監査役としての役割を担うに適任であると判断し、監査役候補者といたしました。	
2	お がわ ゆき のぶ 小 川 幸 伸 (1956年11月13日生) 新任 社外監査役 独立役員	1980年9月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所 1984年10月 青山監査法人 (現PwCあらた有限責任監査法人)入所 1989年10月 公認会計士登録 1997年12月 青山監査法人 (現PwCあらた有限責任監査法人)パート ナー 2007年8月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人)代表社 員 2017年7月 公認会計士小川幸伸事務所代表 (現任) 2019年10月 ティーライフ株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士小川幸伸事務所代表 ティーライフ株式会社 社外取締役 (監査等委員)	0株
	(候補者とした理由)	小川幸伸氏は、監査法人における監査業務としての豊富な経験と広い見識および公認会計士としての財務会計に関する知見を有しています。これらの経験等をもとに、社外監査役として適切な役割を担っていただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての適性を有していると判断いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	きがわ まきこ 木川真希子 うえの (現姓：上野) (1954年12月18日生) 新任 社外監査役 独立役員	1977年4月 株式会社集英社入社 2011年6月 同社編集総務部長 2015年8月 同社常勤監査役 同年11月 集英社サービス株式会社非常勤監査役 同年同月 株式会社一ツ橋企画非常勤監査役 同年同月 株式会社千代田スタジオ非常勤監査役 2017年11月 株式会社白泉社非常勤監査役 同年同月 集英社ビジネス株式会社非常勤監査役 同年同月 株式会社集英社クリエイティブ非常勤監査役 2019年8月 株式会社集英社常勤監査役退任 同年11月 集英社サービス株式会社非常勤監査役退任 同年同月 株式会社一ツ橋企画非常勤監査役退任 同年同月 株式会社千代田スタジオ非常勤監査役退任 同年同月 株式会社白泉社非常勤監査役退任 同年同月 集英社ビジネス株式会社非常勤監査役退任 同年同月 株式会社集英社クリエイティブ非常勤監査役退任	0株
	(候補者とした理由)	木川真希子氏は、集英社およびグループ各社における監査役としての監査業務に関する豊富な経験と広い見識を有しています。これらの経験等をもとに、社外監査役として適切な役割を担っていただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。	

(注) 1. 各監査役候補者と当社の間にはいずれも特別な利害関係はありません。

2. 木川真希子氏の戸籍上の氏名は、上野真希子であります。

3. 社外監査役に関する事項

①小川幸伸氏、木川真希子氏は社外監査役候補者であります。

②独立役員に関する情報については以下のとおりです。

- ・小川幸伸氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）に2017年6月まで在籍しておりましたが、同監査法人に在籍中に当社の会計監査を担当する業務執行社員であったことはなく、同監査法人を退職してから2年が経過しております。また、現在同氏が所長を務めている公認会計士小川幸伸事務所と当社との間には取引関係はなく、当社の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、本株主総会において同氏が原案どおり選任された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

- ・木川真希子氏は、当社との間に特別な関係・属性は認められず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、本株主総会において同氏が原案どおり選任された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

4. 責任限定契約の締結については以下のとおりです。

小川幸伸氏、木川真希子氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金4百万円または法令が定める額のいずれか高い額とする予定であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、会計監査人として新たに有限責任監査法人トーマツの選任をお願いするものであります。なお、本議案は、監査役会の決定に基づき提出するものです。

1. 監査役会がEY新日本有限責任監査法人に代えて、有限責任監査法人トーマツを会計監査人候補者とした理由

現会計監査人が長年にわたって監査を継続していることから、有限責任監査法人トーマツを起用することにより、新たな視点での監査が期待できること、また当社親会社と同じ会計監査人とすることにより監査が効率的に行えることに加え、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性、効率性およびグローバルでの監査体制について監査役会が総合的に検討を行った結果、適任と判断したためであります。

2. 会計監査人候補者の名称等

名称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所の所在場所	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
概要（2020年2月29日現在）	設立年月 1968年5月 資本金 1,041百万円 社員等の数：6,821名 （内訳）社員（公認会計士）：523名 特定社員：52名 職員 公認会計士：2,714名 公認会計士試験合格者等（会計士補を含む）：1,230名 その他専門職：2,129名 事務職：173名
沿革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1975年5月 トウシュロス インターナショナルへ加盟 （現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド） 1990年2月 「監査法人トーマツ」に名称変更 2009年7月 有限責任監査法人へ移行し、「有限責任監査法人トーマツ」に名称変更

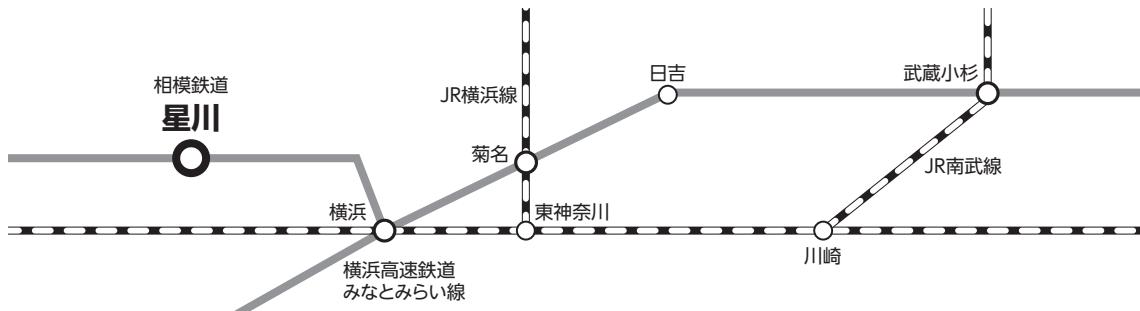
以上

株主総会会場ご案内図

会場：横浜市保土ヶ谷区星川二丁目4番1号（星川SFビル6階）
古河電池株式会社 本社 電話（045）336-5034（代表）

◆交通機関のご案内

最寄駅：相模鉄道星川駅



◆星川駅からの経路



お願い：駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。